

近隣商業地域及び商業地域における住居系目的中高層建築物の自動車駐車場設置基準

厚木市住みよいまちづくり条例施行規則（平成 15 年厚木市規則第 53 号。以下「規則」という。）第 30 条第 1 号アの規定による協議は、申請者から提出された利用計画書に基づき、次に掲げる基準により行うものとする。

(1) 規則第 30 条第 1 号ア(ア)の規定に係る基準は、次のとおりとする。

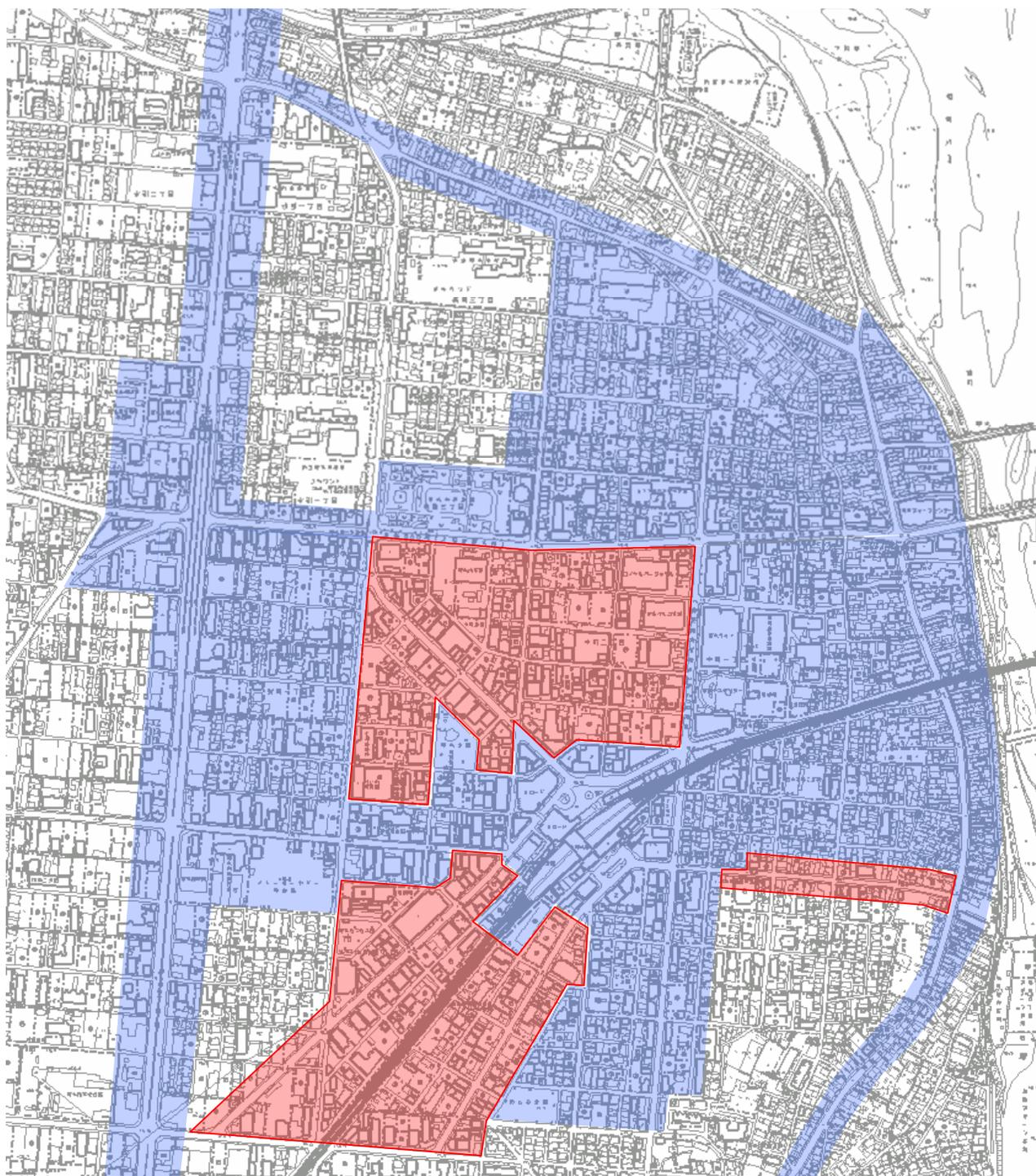
	開発区域が 5 0 0 m ² 以上	開発区域が 2 5 0 m ² 以上 5 0 0 m ² 未満
共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階に店舗等の設置がある場合は、戸数に 2 5 % を乗じて得た台数以上とする。 ・ 周辺店舗等との連たん性の乏しい場合等、店舗等の設置が困難と市長が認める場合には、戸数の 5 0 % を乗じて得た台数以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階に店舗等の設置がある場合は、利用計画に基づき算出した台数とする。 ・ 周辺店舗等との連たん性の乏しい場合等、店舗等の設置が困難と市長が認める場合には、戸数の 2 5 % を乗じて得た台数以上とする。
ワンルーム形式の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階に店舗等の設置がある場合は、戸数に 2 0 % を乗じて得た台数以上とする。 ・ 周辺店舗等との連たん性の乏しい場合等、店舗等の設置が困難と市長が認める場合には、戸数の 4 0 % を乗じて得た台数以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階に店舗等の設置がある場合は、利用計画に基づき算出した台数とする。 ・ 周辺店舗等との連たん性の乏しい場合等、店舗等の設置が困難と市長が認める場合には、戸数の 2 0 % を乗じて得た台数以上とする。

(注)利用計画に基づき算出した台数を除き、基準台数に 20% を乗じて得た台数を基準台数に加えた台数から基準台数に 20% を乗じて得た台数を基準台数から減じた台数の範囲で協議する。

(2) 規則第 30 条第 1 号ア(イ)の規定に係る基準は、次のとおりとする。

	開発区域が 5 0 0 m ² 以上	5 0 0 m ² 未満 ~ 2 5 0 m ² 以上
共同住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸数に 5 0 % を乗じて得た台数以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階に店舗等の設置がある場合は、利用計画に基づき算出した台数とする。ただし、店舗等の設置が困難と市長が認める場合には、戸数の 2 5 % を乗じて得た台数以上とする。
ワンルーム形式の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸数に 4 0 % を乗じて得た台数以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 階に店舗等の設置がある場合は、利用計画に基づき算出した台数とする。ただし、店舗等の設置が困難と市長が認める場合には、戸数の 2 0 % を乗じて得た台数以上とする。

(注)開発区域が 250 m²以上 500 m²未満の場合は、基準台数に 20% を乗じて得た台数を基準台数に加えた台数から基準台数に 20% を乗じて得た台数を基準台数から減じた台数の範囲で協議する。



規則第 30 条第 1 号ア（ア）の規程に係る区域
【近隣商業地域又は商業地域内で、かつ地区計画が定められた区域】



規則第 30 条第 1 号ア（イ）の規程に係る区域
【近隣商業地域又は商業地域内で中高層建築物の建築を目的とし、
開発規模が 500 m²未満のもの】

近隣商業地域・商業地域・地区計画の区域については、都市計画課で確認ください